

議案第40号

甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について

甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

甲府市長 樋口雄一

甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和45年12月条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1中20の項を21の項とし、9の項から19の項までを1項ずつ繰り下げ、8の項の次に次のように加える。

9 不妊治療休暇	5日（体外受精その他の教育委員会規則で定める不妊治療である場合にあっては、10日）以内
----------	---------------------------------------------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

一般職の国家公務員の勤務時間、休日及び休暇に関する制度に鑑み、不妊治療のための休暇を設けるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。